

○松山衛生 e c o センター宿直業務要領

制 定 平成 18 年 2 月 1 日

改 正 平成 20 年 1 月 30 日

令和 2 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要領は、松山衛生 e c o センターの宿直業務に関し必要な事項を定め、夜間及び日曜日等における浄化センター構内の適正な管理を行うことを目的とする。

(宿直業務)

第 2 条 松山衛生 e c o センター宿直業務は、次のとおりとする。

(1) 松山衛生 e c o センター構内外の巡視

区 分	巡 視 時 間
月曜日～土曜日	午後 7 時・11 時，午前 3 時・7 時
日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日等	午前 10 時，午後 1 時・4 時・7 時・11 時，午前 3 時・7 時

ただし、特に必要な場合は別に組合長が指示する。

(2) 松山衛生 e c o センター構内の門及び管理棟の戸窓の開閉並びに火気の確認

(3) 希积水の流量の有無の確認

(4) ブロワ等場内機器類の異常の有無の確認

(5) その他組合長が指示する事項

第 3 条 平常の宿直業務は 2 名とし、交替制とする。ただし、非常時には全員が業務に服するものとする。

2 宿直業務の当日若しくは業務中疫病又はやむを得ない事故のため業務ができないときは、宿直員相互間において業務に支障がないよう善処するものとする。

(宿直員)

第 4 条 宿直員は、貸与された被服を着用しなければならない。

2 宿直員の業務割については、業務に支障のない範囲において宿直員相互間で協議し、組合長の承認を得るものとする。

3 宿直員は、松山衛生 e c o センター備付けの日誌に所定の事項を記載し、組合長に提出しなければならない。

(業務時間)

第5条 業務時間は、組合長が別に指示する場合を除き、次のとおりとする。

区 分	開 始	終 了
月曜日～土曜日	午後5時00分	翌日午前8時30分
日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日等	午前8時30分	翌日午前8時30分

2 前項の業務時間経過後であっても、引継ぎを終えるまでは業務に服さなければならない。

(門の開閉)

第6条 松山衛生e c oセンター構内の門は、日曜日等を除き、午前7時に開門し午後5時に閉門するものとする。ただし、組合長が特に認めた場合はこの限りではない。

第7条 閉門後は、組合長の許可を得た者以外は立入らせてはならない。

(非常災害等)

第8条 宿直員は、松山衛生e c oセンター構内及びその付近に非常災害が生じた場合又はそのおそれがあるときは、関係機関に急報し組合長に報告するとともに、非常持出等物件の搬出の手配をしなければならない。

2 非番の宿直員は、松山衛生e c oセンター構内及びその付近に非常災害が発生したことを知ったときは、直ちに現場に集合し、組合長又は関係機関の長の指示を受けなければならない。

3 宿直員は、松山衛生e c oセンター内の施設に故障のあることを発見したときは、応急の処理をし、速やかに組合長に報告し、指示を受けなければならない。

(委託料の計算方法)

第9条 契約を締結した場合には、業務開始の日から委託料を支給する。

2 契約解除等によって契約期間が終了した場合は、最後に業務を行った日までの委託料を支給する。

3 委託料の日割計算を行う場合には、1ヶ月の業務の基準日数を16日として日額を算出し、それに実際の業務を行った日数を乗じて、その額を支給する。ただし、当該支給額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 松山衛生事務組合立浄化センター警備要領（昭和43年10月 1日制定）は、廃止する。

付 則（平成20年 1 月30日）

この要領は、平成20年 1 月30日から施行し、平成20年 1 月 1 日から適用する。

付 則（令和 2年 3 月24日）

この要領は、令和 2年 4月 1日から適用する。